# 平成18年6月23日(金曜日)

																											-
議	事	日	程	第	§ 4		号																				
										3	平成	1	8 年	= 6	月 2	2 3	日	(	金甲	翟日	)	午	前~	1 (	) 時	開記	義
第	1		追加	提出	<b>¦議案</b>	の	説即	]並	びに	質夠	泛																
					議案	第	1 4	4	号												1	件					
第	2		追加	提出	<b>¦議案</b>	の	委員	会	付託	(1	付託	表	よ別	J紙	თ გ	_お	IJ	)									
第	3		委員	長審	<b>香報</b>	告																					
第	4		報告	第	2	号	Ħ	₃利	本荘	市和	脱条	:例(	カー	- 部	を改	女正	す	る	条例	列専	決	処	分幫	日芒	=		
第	5		報告	第	3	号	þ	∃利	本荘	市	都市	計画	画科	徐	例の	D —	·部	を	改ī	Eす	- る	条	例頁	与污	央処	分载	报
							쉳	<del>-</del>																			
第	6		報告	第	4	号	É	∄利	本荘	市[	国民	健康	東伢	段	税急	<b>系例</b>	の	<u> </u>	部を	を改	正	す	るぎ	条化	列専	泛決分	几
							4	分報	告																		
第	7		報告	第	5	믕	Ē	3利	本荘	市	過疎	地均	或自	立	促迫	١	た	め	の[	固定	'資	産	税の	の割	果稅	免	余
						-	-		する	-	-			-	-												
第	8		報告	第	6	号	ď	3利	本荘	市	老人	福祉	 让	6設	条例	別の	· —	部:	をi	<b></b>	す	る	 条化	列草	卓決	処:	分
						-	-	··· 设告		•						•											_
第	9		報告	第	7	号	B	···· 3 利	本荘	市	老人	福祉	业旅	<b></b> 色設	にす	ゔけ	る	サ	<b>—</b> (	ビス	、に	要	ु द	ろ 費	貴用	のí	敳
							4	ス に	関す	る	条例	の-	一剖	3を	改正	Eす	る	条	例頁	<b>享決</b>	処	分	報台	ᆿ			
第	1 0		報告	第	8	号	B	₃利	本荘	市	デイ	サ-	– Ł	ヹス	セン	ノタ	_	条	例(	カー	- 部	を	改正	E 🤄	ナる	条	列
							草	氵決	処分	報台	告																
第	1 1		報告	第	9	号	B	∃利	本荘	市	由利	老。	人福	<b>ā</b> 祉	施訂	2条	: 例	の <sup>.</sup>	— 돌	部を	改	正	ु द	3 ₹	€例	專氵	夬
							夕	1分	報告											-							
第	1 2		報告	第	1 0	号	<u>7</u>	ӣ	1 7	年月	变由	利	本荘	市	— 甪	0	計	補	正 <del>-</del>	予算	<u> </u>	専	決負	<b></b> 第:	3号	; ) <u>ī</u>	專
							; <del>,</del>	₹処	分報	告											•						
第	1 3		報告	第	1 1	号	<u> </u>	ӣ	1 7	年月	度由	利	本荘	市	国目	民健	康	保	険‡	诗別	会	計	補工	ΕΞ	予算	[ ( ]	專
									1号																		
第	1 4		報告	第	1 2	号				•					老力	人保	:健	特	別:	会計	補	正	予算	单 (	(専	[決]	第
									) 専																•		
第	1 5		報告	第	1 3	号	<u>7</u>	ӣ	.17	年月	度由	利	本非	市	下れ	k道	事	業:	特別	引会	計	補	正三	予算	筸(	専氵	夬
									号)																•		
第	1 6		報告	第	1 4	号	<u> </u>	ӣ	. 1 7	年月	变由	利る	本非	E市	簡易	易水	道	事	業物	寺別	会	計	補工	E =	予算	[ ( ]	專
									1号																		
第	1 7		報告	第	1 5	号		• • •	_						休着	養宿	泊	施	設ì	軍営	特	別	会言	十衤	甫正	予1	算
				-		-			決第																		-
第	1 8		報告	第	1 6	号		-			•						場	運 '	営4	寺別	]会	計	補፲	ΕΞ	予算	[ ( ]	亨
-				-		-			1号						•			_			- •			-		•	_
**			· · ·			_	.,	<b>-</b>								- /T-I	_	٠	<u>.</u> ,	_							

第 19.議案第112号 由利本荘市国民保護協議会条例の制定について

- 第 20.議案第113号 由利本荘市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 の制定について
- 第 2 1 . 議案第 1 1 4 号 由利本荘市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条 例の制定について
- 第 22.議案第115号 由利本荘市功労者顕彰条例の一部を改正する条例案
- 第 23.議案第116号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
- 第 24.議案第117号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 25.議案第118号 由利本荘市高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一 部を改正する条例案
- 第 26.議案第119号 由利本荘市西目ふるさと交流センター「かしわ温泉」条例の 一部を改正する条例案
- 第 27.議案第120号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第 28.議案第121号 由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案
- 第 29.議案第122号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第 30.議案第123号 由利本荘市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 31.議案第124号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第 32.議案第125号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 33.議案第126号 あらたに生じた土地の確認について
- 第 34.議案第127号 字の区域の変更について
- 第 35.議案第128号 字の区域の変更について
- 第 36.議案第129号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第 37.議案第130号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 38.議案第131号 物品(圧雪車)購入契約の締結について
- 第 39.議案第132号 物品(ロータリ除雪車)購入契約の締結について
- 第 40.議案第133号 平成18年度由利本荘市一般会計補正予算(第1号)
- 第 41.議案第134号 平成18年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第 1号)
- 第 42.議案第135号 平成18年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 43.議案第136号 平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 44.議案第137号 平成18年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第 45.議案第138号 平成18年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)
- 第 46.議案第139号 平成18年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 第 47.議案第140号 平成18年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算 (第1号)

- 第 48.議案第141号 平成18年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第 1号)
- 第 49. 議案第142号 平成18年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 50.議案第143号 平成18年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第 51.議案第144号 本荘由利総合運動公園(陸上競技場)改修工事請負契約の締結について
- 第 5 2 . 請願第 1号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を 求める意見書提出についての請願
- 第 53.陳情第 6号 武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対 する陳情
- 第 54.陳情第 7号 測量・建設コンサルタント業務における由利本荘市内業者の 育成と有効活用についての陳情
- 第 55.陳情第 8号 総合文化施設(多目的ホール)に関する陳情
- 第 56.陳情第 9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出についての陳情
- 第 57.陳情第 10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての陳情
- 第 58.陳情第 11号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書 提出についての陳情
- 第 59.陳情第 12号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書提出 についての陳情
- 第 60.継続審査中の陳情第3号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を 求める意見書提出についての陳情
- 第 61.継続審査中の陳情第4号 建設コンサルタント業務における市内業者の育成と 有効活用についての陳情書
- 第 62.継続審査中の平成17年陳情第7号の1 社会保障制度充実と最低保障年金制 度創設を求める意見書提出について の陳情
- 第 63.継続審査中の平成17年陳情第9号 患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出についての陳情
- 第 64.追加提出議員発案の説明並びに質疑 議員発案第2号から議員発案第9号まで 8件
- 第 65.議員発案第2号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について
- 第 66.議員発案第3号 「鳥海ダム」の早期建設着手を求める意見書の提出について
- 第 67.議員発案第4号 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意 見書の提出について

第 68.議員発案第5号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の提出 について

第 69.議員発案第6号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を 求める意見書の提出について

第 70.議員発案第7号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及 び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関 する法律」の改正を求める意見書の提出について

第 71.議員発案第8号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書 の提出について

第 72.議員発案第9号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書の提出について

# 本日の会議に付した事件 議事日程第4号のとおり

## 出席議員(30人)

1番 今 野 英 元 2番 今 野 晃 治 3 番 佐々木 勝 佐 藤 4番 杉 5 番  $\blacksquare$ 中 昭 子 竹 夫 小 良 6番 治 7番 髙 橋 和 子 8番 渡 部 功 慶 9番 佐々木 10番 長 沼 久 利 11番 大 関 嘉 12番 本 間 明 13番 石 Ш 久 高 橋 信 雄 15番 男 14番 村 上 文 16番 17番 伊 男 18番 和 夫 佐 藤 蜸 藤 順 紷 木 19番 齋 藤 作 20番 佐 藤 勇 2 1 番 藤 譲 司 員 佐 22番 \_ /\ 嗣 23番 佐 和 2 4 番 加 鉱 松 義 藤 俊 藤 土 亨 25番 田 与七郎 26番 村 上 2 7 番  $\equiv$ 浦 秀 雄 28番 齍 藤 栄 29番 佐 藤 雷 3 0 番 # 島 市太郎

#### 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

튽 弘 照 市 柳  $\blacksquare$ 助 役 鷹 賢 降 助 役 村 上 隆 司 教 育 長 佐々田 亨 Ξ 佐々木 企業管理者 綱 建設部理事 佐々木 秀 孝 吉 佐々木 企画調整部長 部 聖 総 務 部 長 永 渡 \_ 市民環境部長 松 Щ 袓 隆 福祉保健部長 豊 島 郎 農林水産部長 松 穗 商工観光部長 小 秀 藤 原 秀 建設部 育 次 晴 長 正 好 툱 中 村 猿  $\blacksquare$ 教 総務部次長 消 福 中 嶋 豪 防 튽 憲 出 兼総務課長兼職員課長

総務部次長 小松 浩 企画調整課長 大庭 司兼財政課長

#### 議会事務局職員出席者

谷 局 長 熊 正 次 長 石 川 隆 夫 書 記 田直人 書 記 遠藤 正人 鎌

書 記 阿部 徹

午前 9時58分 開 議

議長(井島市太郎君) ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案及び追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号を もって進めます。

議長(井島市太郎君) 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第144号を上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長(柳田弘君)登壇】

市長(柳田弘君) それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本定例会に追加提出しました案件は、本荘由利総合運動公園(陸上競技場)改修工事請負契約の締結についての1件であります。

これは、水林陸上競技場のトラック及びフィールドの全面改修を行うものであり、その主な内容は、メインスタンド前の走路9レーンと周回走路8レーンを全天候型に舗装するとともに、走路のフィニッシュラインに写真判定装置を設置するほか、インフィールド内全面を芝生にし、全国大会規模のサッカー競技等が可能なフィールドに整備するものであります。

これらの施設改修工事を村岡・長田・日本フィールド・木内・三浦・山勇・吉田・堀井・堀内特定建設工事共同企業体代表者村岡建設工業株式会社と契約締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上が、本日追加提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご 決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第144号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 再 開

議長(井島市太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第144号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告がありませんので、以上をもって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長(井島市太郎君) 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、教育民生常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時56分再開

議長(井島市太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(井島市太郎君) これより報告第2号から報告第16号までの15件、議案第112号から議案第144号までの33件、請願第1号の1件、陳情第6号から陳情第12号までの7件、継続審査中の陳情第3号、陳情第4号及び平成17年陳情第7号の1、平成17年陳情第9号の4件を一括上程し、日程第3により、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長(三浦秀雄君)登壇】

総務常任委員長(三浦秀雄君) 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告 4 件、 条例関係 4 件、補正予算 3 件、その他 2 件、陳情 4 件の計17件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた18件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、3件の税関係の専決処分報告であります。

まず、報告第2号由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告でありますが、これは地方税法の一部改正に伴うもので、市民税においては、生活保護基準の改定により非課税限度額を引き下げたものであり、また、固定資産税においては、耐震改修工事を行う家屋で定められた基準を満たす家屋については、税額を2分の1とする期間を設けるなどの改正内容であります。

次に、報告第3号由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告でありますが、これも地方税法の一部改正に伴うものであり、その主な内容は、負担水準のばらつきによる税負担の不公平を早期に解消するため、調整措置を見直し、適正な水準

への移行を促進するための改正であります。

次に、報告第5号由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告でありますが、これは昨年4月1日以降に新・増設された工場等の設備についての固定資産税の課税免除に係る改正であり、過疎地域自立促進特別措置法の改正にあわせた一部改正であります。主な改正内容は、対象地域を「1市7町合併前の過疎地域」と明確化し、さらに、課税免除の対象となる設備の取得については、取得金額の下限を引き上げし、また、取得の対象期間を来年3月末日まで延長したことなどであります。

以上3件の専決処分報告につきましては、承認すべきものと決定した次第であります。 次に、報告第10号平成17年度一般会計補正予算(専決第3号)専決処分報告について でありますが、当委員会に付託された歳入歳出の各款及び地方債の変更についてご報告 いたします。

まず、歳入でありますが、年度末の確定による専決処分が主な内容となっておりますが、1款市税の各税につきましては、3月末のデータに基づく補正であり、市民税・鉱産税・入湯税・都市計画税は増額、固定資産税・軽自動車税・市たばこ税が減額となっております。2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金まで、また、12款分担金及び負担金から15款県支出金までは、交付額・負担額・補助額等の確定による増・減額補正であり、14款国庫支出金のうち市町村合併補助金については、22事業分に係る補正の総額で1億7,900万円余りの増額となっております。16款財産収入は高速道に係る市有地売り払い収入、20款諸収入は電気使用料の過年度収入、また、21款市債につきましては財源振り替えのほか、事業費確定による補正となっております。

次に、歳出についてでありますが、2款総務費では、地域イントラネット整備事業費、 地域情報化推進事業費、地域情報基盤整備事業費、移動通信用鉄塔施設整備事業費の確 定による減額補正であり、14款予備費は、財源調整により4億7,400万円余りを増額し たものとなっております。

なお、地方債につきましては、43事業の事業費確定により限度額を増額、または減額 補正しております。

以上ご報告いたしました当委員会に係る専決処分につきましては、承認すべきものと 決定した次第であります。

次に、議案第112号由利本荘市国民保護協議会条例の制定についてでありますが、市の国民保護協議会につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法の規定により、国民保護の措置に関し、広く住民の意見を求め、施策を総合的に推進することを目的として設置される協議会であり、その組織、運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

協議会の組織内容については、市長を会長とすることや、委員の任期や委員となるべき者などについて国民保護法により規定されておりますが、条例においては、委員の定数を40名以内とするほか、会議の運営方法や幹事・部会の設置などを定める内容となっております。

なお、同法の規定により、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に 備えるため、あらかじめ市の国民保護計画を作成することが義務づけられており、その 計画の作成や変更に当たっては、当該協議会に諮問しなければならないものとされているものであり、この条例制定案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、市の国民保護計画については、慎重を期して計画の策定に取り組んでいただき たいとの要望がありましたことを申し添えます。

次に、議案第113号由利本荘市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでありますが、これにつきましても国民保護協議会条例と同様、国民保護法の規定により、武力攻撃事態等が発生し、国から県を通じて対策本部設置の指定通知があった場合に市が設置する、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織・運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

同法においては、武力攻撃事態、すなわち武力攻撃が発生した事態、または、その事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態においては、国民保護対策本部を設置し、また、緊急対処事態、すなわち武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または、その事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態においては、緊急対処事態対策本部を設置することとされており、さらに、対策本部の組織については、市長を本部長とするほか、副本部長や本部員となるべき者などについて規定されております。

条例案では、本部の組織や本部職員の任命、会議の招集、対策本部内の部及び現地対 策本部の設置等について定めるものとなっており、提案の趣旨を了とし、原案を可決す べきものと決定した次第であります。

次に、議案第115号由利本荘市功労者顕彰条例の一部を改正する条例案についてでありますが、これは市民、または市に縁故の深い者で、その功労が特に顕著な者を特別功労者として顕彰する制度を設けるため条例の一部を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第116号由利本荘市税条例の一部を改正する条例案についてでありますが、 これも地方税法の一部改正に伴うものであり、さきにご報告申し上げました専決処分以 外の、すなわち専決処分する必要のなかった部分の改正案であります。

主な内容は、個人市民税の所得割のフラット化、人的控除や住宅ローン減税の調整など納税者の負担変動を極力抑えるための措置、定率減税の廃止、地震保険料控除の新設、たばこ税の引き上げなどであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第124号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてでありますが、これは指定管理者の候補者との協議に時間を要し、あるいは、施設の完成時期が年度末であったなどの理由により年度当初の指定に至らなかった施設6件について、このたび指定管理者を指定するものであります。業務の専門性が高い施設や地域の集会施設、簡易水道など6件とも公募によらず、集会施設については10年間、それ以外は4年間を指定期間とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第125号由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更についてでありますが、これは計画中の林道において、高能率生産団地路網整備事業として大内地域鍋倉団地に

係る整備事業を、また、簡易水道においては東由利地区の簡易水道に係る送水管等の延長、区域の拡張等を追加するため変更するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告いたします。

まず、議案第133号平成18年度一般会計補正予算(第1号)のうち、当委員会に付託になりました歳入歳出各款及び地方債の追加と変更についてご報告いたします。

まず、歳入でありますが、9款地方特例交付金の増額は児童手当の拡充分であります。 15款県支出金では、事業所・企業統計調査の調査区設定費委託金の増額、16款財産収入 では、分譲宅地の売り払い収入の増額、19款繰越金は、歳入歳出の調整による増額措置、 また、20款諸収入では、集会施設焼失に対する自治総合センター助成金の増額、鳥海地 域YBネット伝送路修繕の保険料収入の増額などであります。

また、歳出につきましては、人事異動及び機構改革に伴う人件費補正のほかの主な事業費についてご報告申し上げますが、1款議会費では、来る7月23日、ブラジルにおいて挙行される在ブラジル由利本荘追分会設立記念式典出席のための旅費の増額であります。2款総務費においては、国民保護計画策定に係る経費、市民歌制作費、市の花・木・鳥の制定費、功労者顕彰に要する経費、ケーブルテレビと広報活動における先進地調査費、児童手当法等の改正による電算システムの変更委託料、功労者顕彰式典に係る費用、各地域集会施設の新・改築等に対する補助金、市長等のブラジルへの渡航費用、モンゴル訪問経費などの増額が主なものであります。

なお、地方債につきましては、石沢保育園改築事業など2件を追加し、また、森林環境保全整備事業など6件については、事業費の変更などにより限度額を変更するものとなっております。

次に、議案第134号平成18年度情報センター特別会計補正予算(第1号)でありますが、これは歳出において、人事異動による人件費の減額、先進地視察調査費並びにデジタル通信衛星放送視聴用のICカード購入費を増額し、また、歳入においては雑入の増額のほか、一般会計からの繰り入れを減額し、歳入歳出それぞれ672万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,448万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第135号平成18年度地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、これは鳥海地域百宅地区の雪害による伝送路修繕料並びに伝送路支障移転等の修繕料を増額し、その財源を一般会計からの繰り入れに求めるものであり、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億239万4,000円にしようとするものであります。

以上ご報告申し上げました3件の補正予算につきましては、原案を可決すべきものと 決定した次第であります。

次に、陳情についてご報告申し上げます。

まず、陳情第6号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対する陳情につきましては、さきの議案第112号国民保護協議会条例の制定においてご報告申し上げましたとおり、市町村国民保護計画は法により作成が義務づけられているものであり、武力攻撃事態等において国民保護のための措置に備えるため必要な計画であることから、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第7号測量・建設コンサルタント業務における由利本荘市内業者の育成と 有効活用についての陳情及び報告書では最後に記載されておりますが、継続審査中の陳 情第4号建設コンサルタント業務における市内業者の育成と有効活用についての陳情書 につきましては、おおむね同様の陳情趣旨でありますので一括してご報告申し上げます。

この陳情の趣旨は、既に市が実施している内容も含まれてはおりますが、測量及び建設コンサルタント業務の委託においては、市内に本社・支店・営業所を有し、かつ各部門ごとに有資格者が常駐する企業を優先指名することや、業務の成績評定の実施、指名基準の制定、ランク制の採用等を求めるものであり、2件いずれも陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書提出についての陳情につきましては、国の歳出削減の一環として地方交付税を削減することをやめ、法定率を引き上げるなど地方交付税制度の充実と、制度決定に際しては地方代表者の参加を保障することなどを要望する意見書提出を求めるものであり、この陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第12号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書提出についての陳情につきましては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」いわゆる骨太の方針の策定に際しては、住民の生活を守るため、公共サービスの拡充に向けた予算編成を行うことなどを求める意見書提出についての陳情であり、その趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

ます。

議長(井島市太郎君) 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。 【教育民生常任委員長(佐藤勇君)登壇】

教育民生常任委員長(佐藤勇君) 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げ

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日提出されました案件を含め、専決処分報告8件、条例関係4件、補正予算2件、契約の締結1件、陳情2件の計17件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、報告第4号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてでありますが、これは地方税法の一部改正に伴うもので、その主な内容は、介護納付金分の課税限度額を8万円から9万円に引き上げたこと。公的年金等控除額の引き下げに伴う国民健康保険税課税額の激変緩和のため、暫定措置として平成18年度は、公的年金等特別控除額を13万円に設定したこと。租税条例の適用がある場合の課税について条文を整備したこと、及び2割軽減申請書提出期日を6月30日から6月25日に変更したこと等、平成18年4月1日から施行が必要な部分等について専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例専決処分報告から、報告第9号由利本荘市由利老人福祉施設条例の一部を改正する条例専決処分報告についてでありますが、これは、介護保険法等の改正により関係条文を整備したもので、

報告第6号由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例専決処分報告につきましては、「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に改め、老人福祉施設として由利本荘市地域包括支援センター等を追加したことが主なものであります。

報告第7号由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告につきましては、別表第1に介護予防に関する事業等の追加及び障害者自立支援法の施行に伴う障害者福祉サービス事業の追加であり、また、別表第2の生きがい活動支援通所事業の費用の額を全施設1回600円にしたものであります。

報告第8号由利本荘市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例専決処分報告につきましては、単独型の福寿荘を初めとする市内4施設について、介護予防通所介護事業等を追加したものであります。

報告第9号由利本荘市由利老人福祉施設条例の一部を改正する条例専決処分報告につきましては、老人福祉施設白百合苑及び老人デイサービスセンター鮎川について、介護 予防に関する事業等を追加したものであります。

以上、報告第6号から報告第9号までの4件は、介護保険法等の改正により平成18年4月1日から施行するため専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第10号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算(専決第3号)専決処分報告についてでありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から第16款、第20款、第21款と歳出第3款、第10款についてであります。

全般的に歳入につきましては、国・県支出金等の確定及び年度末精査による補正であり、歳出につきましては、支出額確定及び年度末精査による補正でありますが、その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第11款交通安全対策特別交付金は、交付額確定による増額補正であります。 第12款分担金及び負担金は、保育所入所者負担金の年度末精査による増額補正、第13款 使用料及び手数料は、ホームヘルパー派遣手数料の減額補正であります。第14款国庫支 出金は、平成17年度支出総額確定による生活保護費負担金の減額補正等、第15款県支出 金は、補助金額確定による福祉医療費補助金の減額補正等であります。第16款財産収入 は、佐藤憲一記念文庫整備基金運用収入、鉄・アルミプレス売払収入の増額補正、第20 款諸収入は、過年度分として老人保護措置費負担金追加交付分の増額補正等、第21款市 債は、事業費確定による消防施設整備事業債の減額、東中学校建設事業債の増額補正等 であります。

次に、歳出についてですが、歳出第3款民生費では1項社会福祉費において、事業費確定による老人保健特別会計への繰出金の増額、福祉医療費の減額補正であり、2項児童福祉費においては、すこやか子育て支援事業費の減額補正等、3項生活保護費においては、扶助費の減額補正であります。第10款教育費では、6項保健体育費における水林総合運動公園整備の設計委託料の減額補正等が主なものであります。

次に、報告第11号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)専決処分報告についてですが、歳入において、国庫支出金等の確定により第3款国庫支出金から第6款共同事業交付金まで増額、第8款繰入金を減額補正し、歳出におい

ては、歳入補正額全額を第9款予備費に組み替えたもので、補正額の歳入歳出予算総額を85億6,839万5,000円としたものであります。

次に、報告第12号平成17年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算(専決第1号)専決処分報告についてでありますが、歳入において、支払基金交付金等の確定により第1款支払基金交付金から第3款県支出金まで減額、第4款繰入金及び第6款諸収入を増額補正し、歳出においては、医療費の確定により第1款医療諸費及び第3款予備費を減額補正し、補正後の歳入歳出予算総額を106億5,882万7,000円としたものであります。

以上、報告第10号から報告第12号までの3件は、年度末に確定した国・県支出金等を補正するため専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第114号由利本荘市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてでありますが、平成18年4月1日施行の障害者自立支援法による市の審議会設置について、平成18年7月1日から施行するため、委員の定数を5人とする新たな条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第117号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでありますが、これは、地方税法の一部改正に伴う改正及び国民健康保険税の税率改正であり、主な内容は、公的年金等控除額の引き下げに伴う国民健康保険税課税額の激変緩和のため、暫定措置として平成19年度は、公的年金等特別控除額を7万円に設定すること等、条文の整備、また、税率改正については、平成18年度国民健康保険特別会計の歳出に見合う国民健康保険税の税率について、財政調整基金等を充当しながら、本荘地域と本荘地域以外、別々に設定するもので、税率等については平成18年4月1日から適用するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第118号由利本荘市高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条例案及び議案第119号由利本荘市西目ふるさと交流センター「かしわ温泉」条例の一部を改正する条例案についてでありますが、これは施設の維持管理について、指定管理者制度の導入を可能とするため関係条文を整備をしようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告いたします。

最初に、議案第133号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算(第1号)についてでありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第14款から第17款、第20款、第21款と、歳出第2款から第4款、第9款、第10款、債務負担行為(追加)についてであります。

職員の定期人事異動に伴う人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第14款国庫支出金は、負担率変更に伴う特別給付児童手当負担金の減額等と第15款県支出金の児童手当負担金の増額、中学校費補助金から小学校費補助金へ学校生活サポート事業費補助金の組み替え補正等であります。第16款財産収入は、鉄・アルミプレス売払収入の増額補正、第17款寄附金は、石澤に櫻を贈る会寄附金の増額補正であります。第20款諸収入は、地域支援事業受託収入、どまらんど大内建物災害共済金の増額補正等、第21款市債は、市単独補助金及び整備資金貸付金に係る石沢保育園改築事業債、文化施設等整備事業債の増額補正であります。

次に、歳出についてですが、歳出第2款総務費では1項総務管理費において、市民相 談費に関する経費で、更生保護女性の会補助金の増額補正、3項戸籍住民基本台帳費に おいては、コピー機使用料の組み替え補正などが主なものであります。第3款民生費で は1項社会福祉費において、戦没者追悼式開催経費、医師意見書作成手数料の増額補正、 精神障害者福祉費では、障害者自立支援法施行による19節負担金補助及び交付金から20 節扶助費への組み替え補正、通所介護事業利用者負担金軽減事業分の減額補正などが主 なものであります。また、2項児童福祉費においては、平成17年度からの繰越事業であ る石沢保育園改築事業について、法人に対する市単独補助金及び整備資金貸付金の増額、 支給要件児童を小学校6年生まで拡大したことに伴う児童手当給付費の増額補正などが 主なものであります。また、3項生活保護費においては、生活保護費適正化事業に係る 経費の増額補正であります。第4款衛生費では1項保健衛生費において、新山野墓園内 給水管布設替工事費の増額補正などが主なものであります。また、2項清掃費において は、埋立処分場に保管している不燃ごみの搬出委託料の増額補正及び粗大ごみ処理業務 手数料を13節委託料から12節手数料へ組み替えする補正などが主なものであります。第 9款消防費は1項消防費において、通信指令制御システムに関して14節使用料及び賃借 料から12節役務費への組み替え、消火栓等の購入及び修繕に要する経費の増額、大沢川 排水機場操作員委託料の増額補正などが主なものであります。第10款教育費では1項教 育総務費において、通学支援事業費の増額、社会科副読本等の印刷製本費等の増額補正 などが主なものであります。また、2項小学校費においては、八塩小学校のり面調査委 託料の増額、中学校費からの組み替えの児童学校生活サポート事業費の増額、生徒指導 推進協力員に係る経費の増額補正などが主なものであります。また、3項中学校費にお いては、移転補償に伴う本荘北中学校自転車置き場整備等、心の教室相談員に係る経費 の増額補正、矢島中高連携校道路用地調査経費の増額補正、4項幼稚園費においては、 私立幼稚園就園助成事業費を増額補正するものであります。また、5項社会教育費にお いては、有鄰館アスベスト除去工事、本荘郷土資料館、亀田城美術館修繕費、文化会館 ボイラー補修に係る経費の増額補正などが主なものであります。また、6項保健体育費 においては、今季の豪雪被害による、どまらんど大内の修繕費、田頭河川敷運動公園ト イレ建設費の増額補正、地域に根ざした学校給食推進事業に係る経費の増額補正などが 主なものであります。

次に、債務負担行為の追加についてでありますが、これは、矢島中高連携校道路用地取得事業として、平成18年度から平成28年度まで限度額6,983万1,000円に設定するものであります。

次に、議案第136号平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、歳入においては、第4款繰入金で利用者負担軽減事業制度 廃止に伴い悠楽館通所介護繰入金の減額、第5款繰越金及び第6款諸収入を増額補正し、 歳出においては、職員の定期人事異動に伴う人件費補正、介護予防システム導入費及び サービス情報公表に係る経費の増額補正等であり、補正後の歳入歳出予算額を6億 9,833万2,000円にしようとするものであります。

以上、議案第133号及び議案第136号は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定 した次第でございます。 続いて、本日追加提出されました案件についてご報告いたします。

議案第144号本荘由利総合運動公園(陸上競技場)改修工事請負契約の締結についてでありますが、これは、本荘由利総合運動公園整備の一環としての陸上競技場の改修工事について、指名競争入札により、村岡・長田・日本フィールド・木内・三浦・山勇・吉田・堀井・堀内特定建設工事共同企業体と4億3,050万円で契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情についてご報告申し上げます。

最初に、陳情第9号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出についての陳情、及び陳情第10号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出についての陳情についてでありますが、いずれの陳情も出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることなど3項目の陳情であり、慎重に審査、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成17年陳情第7号の1社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情につきましては、「最低保障年金制度を国が社会保障制度として行うことは必要であると思われ趣旨的には賛成できるが、全額国庫負担というのは議論の余地がある」との意見が出され、採決した結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成17年陳情第9号患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出についての陳情につきましては、「国民一人一人の暮らし向きを考えれば趣旨的には賛成できる」との意見や、「不採択にすべき」との意見が出され、採決した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長(井島市太郎君) 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。 【産業経済常任委員長(鈴木和夫君)登壇】

産業経済常任委員長(鈴木和夫君) 続きまして、産業経済常任委員会の審査の結果を ご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件、条例の一部改正1件、契約の締結1件、補正予算4件、その他1件及び請願1件の計11件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた12件の審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。

最初に、専決処分報告であります。

初めに、報告第10号平成17年度一般会計補正予算(専決第3号)専決処分報告についてでありますが、当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報

告申し上げます。

まず、歳入についてでありますが、13款使用料及び手数料においては、実績に基づく 観光施設使用料の増額、15款県支出金においては、事業確定に伴う県補助金の精査、ま たは補助率アップによる増額、16款財産収入においては、額確定に伴う家畜売払収入の 増額と、有機堆肥売払収入の20款5項雑入からの組み替え、21款市債においては、1目 総務債の中の鳥海地域のガス利用に係る地域新エネルギー開発事業債と、4目農林水産 業債の借入額確定や枠拡大に伴う精査による増減額、5目商工債では、14款2項国庫補 助金の中の市町村合併補助金との組み替えが主なものであります。

歳出においては、6款農林水産業費では各事業費確定による減額、7款商工費においては観光施設に係る委託料の増額であります。

次に、報告第15号平成17年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算(専決第1号)専決処分報告でありますが、施設利用客数が伸びなかったことによる使用料の減により、歳入歳出それぞれ1,223万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,815万円とするものであります。

次に、報告第16号平成17年度スキー場運営特別会計補正予算(専決第1号)専決処分報告でありますが、リフト収入等の事業収入の減により、歳入歳出それぞれ1,036万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億1,299万円とするものであります。

以上3件の補正予算に係る専決処分につきましては、報告のとおり承認すべきものと 決定した次第であります。

次に、議案第121号由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案についてでありますが、これは東由利堆肥センター内に新山村振興事業により整備を進めていた家畜尿処理施設が完成したことにより尿収集料金を新たに設定し、また、他の堆肥センターの料金体系と整合を図るために別表について改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第128号字の区域の変更についてでありますが、これは平成13年度に工事着手し、平成17年度に完了した矢島地域の県営ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第131号物品(圧雪車)購入契約の締結についてでありますが、これは来年1月に国体バイアスロン競技のリハーサル大会、また、2月には本大会の開催を控えております鳥海オコジョランドスキー場において、平成6年のオープン時から使用しております圧雪車を更新するための購入契約を、指名競争入札の結果に基づき有限会社エンドウを相手方とし2,793万円で締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第133号平成18年度一般会計補正予算(第1号)についてでありますが、 当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。 まず、歳入についてであります。

第12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金において、東由利地域の土地改

良施設維持管理適正化事業費の確定に伴う受益者負担金の増額であります。13款使用料 及び手数料につきましては、1項使用料において、松ヶ崎・西目両漁港の土砂採取量が ふえたことによる増額が主なものであります。15款県支出金につきましては、今年2月 に岩城地域滝俣地区で発生した土砂崩れによる災害について、県単の局所防災事業が採 択されたことによる治山工事費補助金の増額、また、県の財政事情により当初予算に計 上が困難だった地域水産物供給基盤整備事業への補助が措置されることに伴う増額が主 なものであります。16款財産収入につきましては、2項財産売払収入3目生産物売払収 入を、13款2項手数料4目農林水産業手数料へ組み替えする補正が主なものであります。 17款寄附金につきましては、石沢地区絆の茂里に係る管理費と記念文集制作のための、 石澤に櫻を送る会よりの寄附金と、松くい虫被害などにより荒廃が進み、危機的状況に ある由利海岸林に緑を取り戻し、その美しい景観と暮らしを守る機能を次代へ引き継ぐ ために、由利本荘市と、にかほ市が連携して取り組む、ゆり海岸林再生プロジェクトに 対するTDK株式会社よりの寄附金の増額であります。20款諸収入につきましては、5 項雑入において、鳥海地域の放牧場施設が雪害により受けた被害に対する建物共済給付 金の増額が主なものであります。21款市債につきましては、15款でも触れましたとおり、 4 目農林水産業債において水産業事業費関係に県補助が設置されることに伴う市債の減 額が主なものであります。

次に、歳出についてでありますが、4月1日付の定期人事異動に伴う人件費補正以外の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、6款農林水産業費についてでありますが、1項農業費においては、あなたと地域の農業夢プラン応援事業のメニューのうち、環境調和型肉用牛ステップアップ対策事業により新築する肥育牛舎の補助基準単価見直しによる増額、東由利堆肥センターの管理を指定管理者によるものとするための委託料の組み替え、また、集落排水事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。2項林業費では、歳入第17款でご説明いたしましたとおり、TDK株式会社の支援を受けながら本市と、にかほ市が連携して取り組む、ゆり海岸林再生プロジェクトに要する経費の増額と、歳入第15款で触れました県単の局所防災事業採択による治山事業に係る経費の増額が主なものであります。

なお、ゆり海岸林再生プロジェクトにつきましては、今年度当初に予算計上しております、ゆり海岸林再生事業に上積みして進めるものであり、西目地域で21ヘクタール、本荘地域で7ヘクタールに植樹を予定しており、その時期は早ければ、ことしの秋、その後来年2月下旬から5月にかけて、さらに必要であればその年の秋までを予定しており、これらの計画により2カ年度にわたる継続費の追加補正をするものであります。

3項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港の漂砂除去のための、しゅんせつ用機械等借り上げに係る費用の増額と、県が工事を進めている道川漁港の事業費が確定したことに伴い、市の負担額を当初の予定額より減額する補正が主なものであります。次に、7款商工費についてでありますが、天鷺郷内施設を初めとする市内各観光施設の修繕に要する経費、バッテリーカー等の遊具、または、備品の更新に係る増額が主なものであります。

次に、議案第138号平成18年度集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本特別会計につきましては、今年度当初の予算審議においては建設常任委

員会の所管でありましたが、4月1日の市の機構改革に伴い、今定例会より当委員会の 所管となり、審査付託になったものであります。そのため、今回の補正予算を審査する に当たりましては、まず初めに当初予算の説明を担当課に求め、説明を受けた上で行い ましたことを申し添えます。

補正内容につきましては、歳入においては、農業集落・小規模集合・個別の各排水事業への一般会計繰入金の増額と、簡易水道事業特別会計との共同工事を予定していた東由利地域大琴地区の水道管移設事業の見直しによる、その施工分に係る負担金の減額、歳出においては、農業集落・小規模集合各排水処理施設の維持管理に要する経費の追加と、先ほど歳入で触れました水道管移設工事費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,973万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を28億6,283万2,000円とするものであります。

次に、議案第140号平成18年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、歳入においては、前年度繰越金の減額、歳出においては、施設の運営費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ232万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億8,935万2,000円とするものであります。

次に、議案第141号平成18年度スキー場運営特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、今回の補正は昭和59年にオープンし、新市においても冬季観光やスポーツレクリエーション施設の中核として位置づけられております、鳥海高原矢島スキー場の再整備計画に係るものであります。

この計画では、今年度においては用地買収、4人乗りフード付き高速リフトの建設、初心者用迂回コースの新設などを実施し、来年度において、既存ペアリフトの移転及び撤去、ナイター照明設備の新設及び移設、既存のスキーハウスの改築などを予定しており、これらについて2カ年度にわたる継続費の追加補正をするものであります。

また、これらの財源に過疎債を充てることにより地方債の限度額を変更し、また、これにより歳入において市債を増額、歳出においては当該工事に係る経費を増額し、歳入歳出それぞれ4億5,200万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を6億870万7,000円とするものであります。

以上の補正予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決 すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第1号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める 意見書提出についての請願につきましては、「食の安全は守られるべき」との意見があ り、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第3号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出についての陳情につきましては、全国一律の新しい最低賃金制度創設は、現在の産業別最低賃金制度と相入れないものがあるとしながらも、2点目の「地方最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限の生活」が保障されるようにすること」の項目については、「一部採択とすべき」との意見もありましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査の報告を終わります。

議長(井島市太郎君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

# 【建設常任委員長(佐藤譲司君)登壇】

建設常任委員長(佐藤譲司君) 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算の専決処分報告3件、条例関係3件、道路関係2件、契約締結1件、補正予算5件、陳情1件、その他2件の合計17件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりでありますが、主な内容と審査の概要についてご報告申し上げます。

初めは、補正予算の専決処分報告に関する案件でありますが、当常任委員会に審査付託されました3件は、主に事業費及び市債の確定によるものであります。

なお、各会計に共通することから、件名のうち「平成17年度由利本荘市」は省略して 報告させていただきます。

初めに、報告第10号一般会計補正予算(専決第3号)専決処分報告のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では8款及び11款でありますが、主たる内容につきまして報告いたします。

歳入では、14款国庫支出金で災害復旧にかかわる負担金の減額及び除雪事業にかかわる補助金の増額、15款県支出金で県道の除雪にかかわる委託金の増額、21款市債では道路橋梁債及び公共土木施設災害復旧債の減額、都市計画債及び住宅債の増額であります。

歳出では、8款2項道路橋梁費で事業費の確定に伴う減額、同じく5項都市計画費で下水道事業特別会計への繰出金の減額、11款2項公共土木施設災害復旧費で現年災害復旧事業費の確定に伴う減額であります。

次に、報告第13号下水道事業特別会計補正予算(専決第2号)専決処分報告でありますが、歳入において、市債の確定に伴い1,680万円増額し、繰入金を同額減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額に変更がないものであります。

なお、これに伴い特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を 1 億3,350万円に変更 するものであります。

次に、報告第14号簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)専決処分報告でありますが、本荘松ヶ崎地区統合簡易水道施設整備事業費の確定に伴い、歳入で市債を、一方、歳出で施設整備費をそれぞれ10万円減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額が17億8,709万5,000円となるものであります。

なお、これも同様に簡易水道事業の起債限度額を 7 億2,900万円に変更するものであります。

以上報告いたしました 3 件の一般会計及び特別会計補正予算の専決処分報告につきま しては、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例の一部改正に関する案件であります。

初めに、議案第120号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案でありますが、これは芋川桜づつみパークゴルフ場の完成に伴い、別表に名称及び使用料等を追加するものであります。

次に、議案第122号由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案及び議案 第123号由利本荘市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案の2件についてであ りますが、いずれも簡易水道施設の管理に指定管理者制度を導入することに伴い、管理 の基準及び業務の範囲等について条文を追加するものであります。

以上報告いたしました 3 件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を 了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第126号あらたに生じた土地の確認について及び議案第127号字の区域の変更についての2件でありますが、関連がありますので一括して報告いたします。

これにつきましては、本荘港湾の公有水面埋立工事の竣工認可に伴い、新たに生じた 由利本荘市石脇字田尻37に隣接並びに35、37の地先の3万6,764.72平方メートルの土地 の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、また、字の区域の変更 を行う必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の議 決を得ようとしているものでありますが、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり 可決すべきものと決定した次第であります。

続きましては、道路関係の案件であります。

議案第129号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第130号由利本荘市道路線の認定についての2件でありますが、これらも関連がありますので一括して報告いたします。

初めに、秋田県の砂防工事に伴う道路工事の完了に伴い路線を見直すものでありますが、芦川21号線及び22号線を廃止し、新たに芦川21号線及び22号線の2路線を認定するものであります。

次に、道路改良事業の完了に伴い路線を見直すものでありますが、久保田3号線を廃止し、新たに久保田3号線を認定するものであります。

また、開発行為に伴い設置された道路について、東梵天23号線として新たに認定する ものであります。

以上3路線を廃止し、4路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きましては、契約締結の案件であります。

議案第132号物品(ロータリ除雪車)購入契約の締結についてでありますが、2.2メートル級のロータリ除雪車の購入にかかわり、契約金額2,709万円で株式会社カワサキマシンシステムズ北東北支店秋田営業所長と物品購入契約を締結するものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、平成18年度各会計の補正予算の案件でありますが、主に職員の定期人事 異動に伴う人件費及び補助事業の内示に伴う事業費の補正であります。

なお、補正予算の専決処分報告と同様に件名の「平成18年度由利本荘市」は省略して 報告させていただきます。

初めに、議案第133号一般会計補正予算(第1号)のうち、当常任委員会に審査付託 になりましたのは、歳入では13款、14款及び21款、歳出では4款、8款及び11款であり ますが、主たる内容につきまして報告いたします。

歳入では、13款使用料及び手数料で芋川桜づつみパークゴルフ場の完成に伴う公園使用料の増額、14款国庫支出金で公共土木施設災害復旧及び市道松ヶ崎亀田線の改良及び由利橋架け替えにかかわる国庫負担金及び補助金の増額、21款市債で14款と同様に市道松ヶ崎亀田線及び由利橋にかかわる道路改良事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の

増額であります。

歳出では、4款3項1目上水道費で指定管理者制度の導入による負担金補助及び交付金の減額及び簡易水道事業特別会計への繰出金の減額、8款土木費で定期人事異動による職員の人件費の補正ほか、道路維持、市道松ヶ崎亀田線及び松街道線の改良、由利橋の架け替えにかかわる事業費の増額、下水道事業特別会計への繰出金の増額などであり、11款災害復旧費で現年融雪被災の道路20カ所、河川11カ所及びガードレール50カ所の復旧に要する経費を措置するものであります。

次に、議案第137号下水道事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、歳入では、一般会計繰入金の増額であり、一方で、歳出で職員の人件費や施設の修繕料の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,059万3,000円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が35億7,333万8,000円となるものであります。

なお、本荘地区田尻野幹線の子吉川横断河床推進工事について、平成19年度までの継続費を設定するものであります。

次に、議案第139号簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、 歳入では、主に国庫補助金、水道管移設補償費の雑入及び市債の増額や一般会計繰入金 の減額であり、一方、歳出では、主に異動に伴う職員人件費の減額や農業集落排水事業 との共同施工負担金を工事請負費に組み替えるもので、歳入歳出それぞれ3,891万1,000 円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が16億5,337万3,000円となるもので あります。

なお、これに伴い簡易水道事業の起債限度額を6億5,440万円に変更するものであります。

次に、議案第142号水道事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、収益的支出において、職員の人件費及び蟻山浄水場の高圧ケーブル増設費など1,416万4,000円増額し、14億2,760万8,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債及び国補助金4,511万4,000円増額し、7億8,972万9,000円に、同じく支出において、鳥海地域の石綿セメント管の更新にかかわる工事請負費及び企業債償還金など4,531万4,000円増額し、13億2,810万円となるものであります。

なお、起債限度額につきまして、石綿セメント管更新事業を変更し、また、高金利対 策借換債を追加して、その総額を 2 億9,570万円にするものであります。

次に、議案第143号ガス事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、職員の 異動に伴い人件費を減額するもので、収益的支出において258万7,000円減額し、8億 9,240万9,000円となるものであり、また、資本的支出において、1,000万9,000円減額し、 2億6,859万9,000円となるものであります。

以上報告いたしました 5 件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第8号総合文化施設(多目的ホール)に関する陳情につきましては、「この施設に陳情内容に沿った機能拡充が可能かどうか調査検討する必要がある」また、「ほどな

く開催が計画されている、まちづくり推進協議会の協議内容を見きわめたい」などの意見があり、さらに審査を要するとの判断から、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長(井島市太郎君) 以上をもって、各常任委員長の審査報告を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時12分 休 憩

午後 1時00分 再 開

......

議長(井島市太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、報告、議案、請願等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、報告、議案、請願等を一括議題と したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、報告、議案、請願等の件名は朗読を省略したいと思いますので、ご了承願いま す。

議長(井島市太郎君) 日程第4、報告第2号から、日程第7、報告第5号までの4件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって報告第2号から報告第5号までの4件は、承認することに決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第8、報告第6号から、日程第11、報告第9号までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって報告第6号から報告第9号までの4件は、承認することに決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第12、報告第10号から、日程第18、報告第16号までの7件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を承認すべきものとしております。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって報告第10号から報告第16号までの7件は、承認することに決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第19、議案第112号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。 1 番今野英元君。

#### 【 1 番 ( 今野英元君 ) 登壇】

1番(今野英元君) 議案第112号は有事法制に関する議案でありますけれども、有事法制というのは、イコール戦争法という認識を私は持ってます。その意味から反対の討論をしたいと思います。

有事イコール戦争法という私たちの認識するところは、戦争とは何であるかというところをきちんと押えておく必要があろうかと思います。17世紀にウェストファリア条約がつくられて国際法というものがヨーロッパで確立しました。そして、19世紀の初頭にはクラウゼビッツが戦争論をおこし、その中で戦争に対しての一つの定義を行っております。「戦争というものは決して孤立した行動ではなくて、戦争はそれ以前に事柄に多くのかかわりがあって勃発するものである。」というものであります。「戦争への拡大は必ず政治的な段階を踏んで戦争へと進んでいく。」、これがクラウゼビッツのテーゼであります。このことは、日中戦争やアジア太平洋戦争、そしてベトナム戦争など、そ

して今のイラク戦争を考えるときに非常によくわかることであります。

「戦争は、ほかの手段による政治の継続である。」、これがクラウゼビッツの一番言いたかったことであります。政治の延長上に戦争がある。すべての戦争は政治的行動から発せられている。であれば、現在の政治家はあらゆる政治手法を尽くして、政治の延長上、一つの政治的手段である戦争行動というものを封印していかなければいけない。それが国政や県政や市政に携わる、あらゆる場面で政治に参画している者の使命ではないかと思います。「政治は可能性の技術である」という言葉がありますけれども、まさに今こそ戦争を回避する技術こそが私たちには求められているのではないでしょうか。

一つの例を挙げたいと思います。ベトナム戦争が終わって20年後に、ハノイにおいて1997年にアメリカとベトナム両国の戦争をお互いに指揮した指導者が会う機会がありました。そのテーマは、「我々はなぜ戦争をしたか」というテーマであります。いわば両国がベトナム戦争の後の総括を行ったわけであります。

この中で当時の北ベトナムの外務省の対米政策局長チャン・クワンは、「戦争を始め た後に終わらせようとする努力よりも、まず、戦争を回避するための努力をすべきだっ た。何を教訓にすべきかということでいえば、どうすれば戦争を回避できたか、戦争を 未然に防止することができたかということが何よりも大切であった。」と述べておりま す。また、アメリカの当時の国防長官でありますマクナマラは、「1961年当時の段階で アメリカとベトナムの双方が相手の意思と動機について全く誤った認識をお互いがもっ ていた。ベトナムはアメリカをフランスと同様に植民地主義の国ととらえていたであろ うし、アメリカはハノイ政府は中国やソ連の手先であるというとらえ方をしていた。 我々の認識は最初から誤ったものであった。しかも、1961年から1964年の間にアメリカ とベトナムが直接交渉をもった場は一度もなかった。アメリカとベトナム双方の指導者 がより賢く行動していれば、避けたことのできた戦争であった。未来において戦争を 我々が正しく対話の教訓を学びとれば防ぐことができるはずであった。」そして、最後 に2つの教訓を言っております。まず、「敵を理解せよ。お互いに誤解している場合が 非常に多い。」2 つ目には、「たとえ相手が敵であっても、最高指導者同士による対話 を重ねなければいけない。我々は、それも怠った。まさに過去を忘れる人間は同じ過ち を繰り返すであろう。」という言葉で結んでおります。

私は今回のこの議案112号に当たりまして、私たち自身がよりよく戦争というものの本質を考えていったときには、やはり政治の延長上に一つの戦闘行動としての戦争があるというとらえ方をしておかなければいけない、このように思っております。

2001年9月11日、アメリカでテロが発生しました。有事法制三法の骨子が示されて、2004年2月に自衛隊が戦地に駐留するという憲法上あり得ないような荒技をなし遂げたのであります。その間、2003年6月に有事三法が成立し、2004年6月には国民保護法を含む有事10案件が成立しました。有事関連法は、武力攻撃事態予測にならなければ発動しない法律であります。しかし、国民保護法は唯一、二重の仕掛けで平時から発動してしまう法律であります。まず、計画の策定や訓練は平時において有事を想定しております。そして、自治体や全市民を対象に実施されることになっております。また、これまで警察の領域でもあった緊急対処事態が組み込まれることによって、有事だけでなく平時にも発動される法律であります。このように戦争法は国民保護という名目でつくられ

た国民保護法によって、有事を日常化することになります。しかも、国民保護計画をつくり、訓練で住民を駆り立てていくのは、地方自治体の仕事であり、法律では義務となっているのであります。

この計画は、本土決戦や空襲など8種類の攻撃を想定しておりますけれども、ところが防衛庁は、新防衛計画大綱で既に本土決戦や空襲などの可能性はないとしております。この国民保護法では、国民保護協議会条例を制定することと、完成した国民保護計画の報告を受けることだけが地方議会の役割とされ、計画の議会審議や採択は要求されておりません。これは、徹底的に地方議会と議員を軽視したものでありますし、このシステムこそが国民保護法のシステムであります。このように議会軽視に甘んずることなく、住民を代表する立場から検討、審議を行って、積極的にかかわっていかなければならないのが議員と議会の責任ではないでしょうか。今こそ、このように上から押しつけられる計画をさせないためにも、議会や議員の役割が発揮されるときだと思います。

有事法制が浮上した2002年から 4 年になります。2001年の9・11テロから報復戦争支持が世界に広がり、ブッシュ政権のアフガン報復戦争を全面支持したのが小泉内閣であります。テロ特措法によって支援艦隊をアラビア海へ送る中での浮上でありました。アフガンに空爆を加え、航空母艦に燃料を補給する行為は、まさに戦闘行為であります。あのときから、この日本は参戦国となったのであります。有事法制が強行された2003年春は、世界の反戦・非戦の声に背いてイラク戦争が強行されたときでもあります。国民保護法が浮上した2004年春は、戦地のイラクに陸・海・空3自衛隊が出征したときでもありました。そして、国民保護計画が各自治体でもモデル案があるとはいえ、策定されようとしているとき、イラク撤退表明が出されたとはいえ、依然としてアラビア海とイラクに進駐を続けて、アメリカ軍と自衛隊は海外派兵を前提とした統合軍化をなし遂げようとしております。その日米の統合軍化を容易にするために、9条を中心とした日本国憲法の明文化意見が提起され、国民投票法が国会に登場しようとしているのであります。

この議案第112号の由利本荘市国民保護協議会条例の制定については、このように国民保護法では国民保護計画をつくり、また、変更する場合の諮問を除き、国民保護協議会の具体的な役割、権限については規定されておりません。どのような国民保護協議会をつくり、どのように活用するかは、かなりの部分、各自治体に任されております。市長が前の質疑の答弁において、自衛隊関係者の委員を加えることを表明しました。住民の生命、財産を守ることについて重要なかかわりをもつ国民保護計画の作成について、市長に大きな権限がありますが、その作成変更について意見が述べることができるのは国民保護協議会だけであります。しかも一度、国民保護協議会が設置されるや、自治体の議員も国民保護計画について関与することはできない仕組みになっております。自治体が足並みをそろえて協力していかないと、政府の思いどおりの国民保護法は機能しないだけでなく、米軍支援法を初め有事法体系全体が機能しなくなります。政府は国民保護協議会モデル条例や国民保護モデル計画など自治体が政府の考えるとおりのものをつくってもらうように誘導しております。このようなモデル条例、モデル計画を作成するための機関であるこの条例の制定については、反対する立場から反対討論を行いました。よろしくお願い申し上げます。

議長(井島市太郎君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

#### 【賛成者起立】

議長(井島市太郎君) 起立多数であります。よって議案第112号は、原案のとおり可 決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第20、議案第113号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。 1 番今野英元君。

#### 【1番(今野英元君)登壇】

1番(今野英元君) 議案第113号について反対の討論を行いたいと思います。

一つは国民保護対策本部についてであります。有事となれば、地方自治体の国民保護対策本部が立ち上げられることになっております。国に置かれる対策本部と地方自治体に置かれる国民保護対策本部は、国民保護法で規定されております。同じ対策本部のように見えますけれども、国と地方自治体の対策本部は全く性格の違うものであります。地方自治体に置かれる対策本部は、住民保護のみを担当するもので、国民保護対策本部であります。しかし、国に置かれる対策本部は、武力攻撃事態法に基づく武力攻撃事態等対策本部であり、国民保護と侵害排除の双方を担当することになっております。国の役割は武力攻撃事態、つまり戦争では侵害排除が中心となり、地方自治体の中心的役割である住民保護とは同一歩調ではありません。自然災害の場合と違って、国と自治体の対策本部が一致して被害救済に当たるという構図は成り立たないのであります。つまり作戦イコール戦闘行動は国が行い、避難保護は自治体が行うという構図であります。

また、対策本部は有事、つまり武力攻撃事態や緊急対処事態に際して立ち上げられる 組織であり、常設のものではありません。対策本部を設置すべき自治体は政府によって 指定され、自治体には政府への指定の要請などは認められていますけれども、自発的な 立ち上げは認められていないという欠陥を持っています。予測可能な本土決戦や本土空 襲と違って、大規模なテロなどの突発的な発生に対して、このような事態での政府の指 定を待っていては間に合わないという欠陥を持っているのであります。

次に、緊急対処事態対策本部の条例案についてであります。緊急対処事態では、なぜ か武力攻撃事態対策本部ではなくて、緊急対処事態対策本部が国の対策本部となり、地 方自治体の対策本部も緊急対処事態対策本部の名称となります。これは2004年3月に有 事10法案が国会に提出されました。この中で有事の概念として、当初は、1つ、武力攻 撃、2つ目に武力攻撃事態、3つ目が武力攻撃予測事態の3点を定義づけておりました。 しかし、国民保護法の修正によって、既に成立していた武力攻撃事態法に緊急対処事態ということを挿入する、これはまさに立法のクーデターにも等しい方法で修正を成立したものであります。ですから、武力攻撃事態法において緊急対処事態は、第4章の補足第25条のその他の緊急事態対処のための措置となっているのであります。このことから有事の概念は、さきの3点から変わりまして、1つ目が武力攻撃事態、2つ目が武力攻撃予測事態、3つ目が緊急対処事態の3点に変わったのであります。国民保護法でも、第4章には武力攻撃災害への対処に関する措置があり、第8章には緊急対処事態に対処するための措置と、攻撃に際しては2つの措置の条項をつくっておりますけれども、対策本部については緊急対処事態対策本部で対応するもので大変わかりにくく、混乱する法律の体系となっております。

国民保護法の作成の実務者でもある礒崎陽輔氏は、自分が書いた「国民保護法の読み方」の中で、「国民保護法は有事の部分である武力攻撃事態等への対処に関する部分と、平時の部分である緊急対処事態の対処に関する部分を区分してつくった。」と言っております。つまり国民保護法は、全体としては有事法である武力攻撃事態を想定しておりますけれども、対策本部の部分については有事でなく平時の緊急対処事態を想定しているという、矛盾した混乱した法になっているのであります。先ほども言いましたように、有事の概念の3番目に緊急対処事態は入っておりますが、緊急対処事態対策本部は有事ではなく平時であるという認識であります。

このように国民保護法は、有事法制の中でも中核を占めるものでありますが、我が国の安全保障を考える上でも極めて重要な法律ではありますけれども、有事法制であるが有事を想定してないという基本的な矛盾を抱えている法律でもあります。日本は過去において日中戦争、アジア太平洋戦争を遂行するために約300の法律の立法や整備を行ったとしております。この戦争準備法である国民保護法も、またその一つの法律であります。有事法制、国民保護法は何のために登場し、各自治体に計画制定を呼びかけているのか、日米の同盟の中で海外に戦争に出ていくこの国の銃後を守るために登場したのが、この有事法制、国民保護計画ではないかと私はこのように考えます。その意味で、反対の意思を表明し、反対討論としたいと思います。どうもありがとうございました。

議長(井島市太郎君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

#### 【賛成者起立】

議長(井島市太郎君) 起立多数であります。よって議案第113号は、原案のとおり可 決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第21、議案第114号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第114号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第22、議案第115号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第115号は、原案のとおり 可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第23、議案第116号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第116号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第24、議案第117号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第117号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第25、議案第118号及び日程第26、議案第119号の2件を一 括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第118号及び議案第119号の 2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第27、議案第120号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第120号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第28、議案第121号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第121号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第29、議案第122号及び日程第30、議案第123号の2件を一 括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第122号及び議案第123号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第31、議案第124号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第124号は、原案のとおり 可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第32、議案第125号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第125号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第33、議案第126号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第126号は、原案のとおり 可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第34、議案第127号及び日程第35、議案第128号の2件を一 括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第127号及び議案第128号の 2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第36、議案第129号及び日程第37、議案第130号の2件を一 括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第129号及び議案第130号の 2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第38、議案第131号及び日程第39、議案第132号の2件を一 括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第131号及び議案第132号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第40、議案第133号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。 1 番今野英元君。

#### 【1番(今野英元君)登壇】

1番(今野英元君) 歳出の2款総務費第1項総務管理費、この中に国民保護計画策定事業費72万9,000円がありますけれども、先ほどの有事法制の一環である国民保護法、国民保護計画に反対する立場から、この策定の事業費に反対を表明します。よろしくお願いします。

議長(井島市太郎君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 【賛成者起立】

議長(井島市太郎君) 起立多数であります。よって議案第133号は、原案のとおり可 決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第41、議案第134号から、日程第48、議案第141号までの 8

職長(升局巾入即石) 口性第41、議条第134号から、口性第46、議条第141号までの 件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第134号から議案第141号までの8件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第49、議案第142号及び日程第50、議案第143号の2件を一 括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第142号及び議案第143号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第51、議案第144号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第144号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第52、請願第1号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第53、陳情第6号を議題といたします。

この陳情につきましては、議案第112号由利本荘市国民保護協議会条例の制定についてに関連いたしております。また、同議案は先ほど原案どおり可決されておりますので、 一事不再議の原則により議決不要といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第6号については、不採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第6号は、不採択されたものとみなします。

議長(井島市太郎君) 日程第54、陳情第7号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第7号は、採択と決定いた

議長(井島市太郎君) 日程第55、陳情第8号を議題といたします。

建設常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

建設常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第8号は、継続審査とする ことに決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第56、陳情第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択と決定いた しました。

議長(井島市太郎君) 日程第57、陳情第10号を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第9号と同一趣旨であります。また、陳情第9号は、 ただいま採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと 思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第10号については、採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択されたもの とみなします。

議長(井島市太郎君) 日程第58、陳情第11号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第59、陳情第12号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第60、継続審査中の陳情第3号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり不採択と決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(井島市太郎君) 起立多数であります。よって陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第61、継続審査中の陳情第4号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって陳情第4号は、採択と決定いた しました。

議長(井島市太郎君) 日程第62、継続審査中の平成17年陳情第7号の1を議題といた します。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって平成17年陳情第7号の1は、趣 旨採択と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第63、継続審査中の平成17年陳情第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり趣旨採択に決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(井島市太郎君) 起立全員であります。よって平成17年陳情第9号は、趣旨採択 と決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第64、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第6号から議員発案第9号までの4件については、提案説明を省略し、議員発案第2号から議員

発案第9号までの8件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議 ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第6号から議員発案第9号までの4件については、提案説明を省略、議員発案第2号から議員発案第9号までの8件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号から議員発案第9号までの8件については、 質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号から議員発案第9号までの8件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

次に、議員発案第2号を上程し、提案者の説明を求めます。29番佐藤實君。

## 【29番(佐藤實君)登壇】

29番(佐藤實君) 議員発案第2号違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出 について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提案説明を申し上げます。違法伐採問題への対応強化を求める意見書(案)。

我が国の森林・林業・木材産業は、国産材の需要、価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐を初めとする森林の整備・管理が不十分となってきており、このままでは地球温暖化防止森林吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発する中で、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが強く危ぶまれている。さらに、違法伐採などにより、今や地球環境を保全する上でも懸念されてきており、その増加による森林の減少、劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させる一方、違法伐採木材が国際市場に流通することによって、地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因ともなっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

このため、違法伐採問題については、国際社会が協力して、森林の保全などを進め、 世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

こうした観点から、昨年7月、英国でのグレンイーグルスで開催された主要国首脳会議において、「違法伐採への取り組みは森林の持続的経営の第一歩である」旨が合意されていたところであり、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取り組みを強化することが求められている。

よって、国においては「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出規制に関する国際的な取り組み・協力などと合わせ、次の事項について実行されるよう強く要望する。

- 1.政府は、公共施設の建築等を行う場合は、地域材の使用を原則とし、必要な補助金などの制度を確立すること。
- 2.政府は、違法に伐採された木材を使用しないため、関係国間との協定化を図ること。また、木材関連輸入業界の取り組みを指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) これにて提出議案の説明を終わります。

議長(井島市太郎君) 日程第65、議員発案第2号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員発案第3号を上程し、提案者の説明を求めます。25番土田与七郎君。

【25番(土田与七郎君)登壇】

25番(土田与七郎君) 議員発案第3号「鳥海ダム」の早期建設着手を求める意見書(案)についての提案理由の説明を申し上げます。

説明につきましては、朗読をもって説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「鳥海ダム」の早期建設着手を求める意見書(案)。

一級河川子吉川は、住民にとって生活の川、農耕の川、文化を交流させる川、魚族資源を育てる川、子供たちの遊びの中にある川である。

しかし、近年、貯水効果を有する水田の減反や流域における林地の荒廃と相まって、 毎年のように融雪や集中豪雨による水害が発生している。また、夏期においては連年渇水状況となり、上水道による取水不安を初め揚水施設付近までの塩水遡上による稲作へ の塩水被害や、魚族への影響も心配されている。

こうした中、平成5年4月、鳥海ダム調査事務所の開設とともに実施計画調査が開始され、特に、本荘地域においては人口の集中により水道源水の不足が顕著となっていることと合わせ、住民はダム建設へ大きな期待を寄せてきているが、平成18年3月に策定された子吉川河川整備計画に基づき基本計画の策定や環境アセスメント調査を実施するとしているものの、いまだ、ダム建設着手の時期は示されていない状況である。子吉川が「生活や農耕の源」として年間を通して豊かで潤いのある水量が確保されるためには、「鳥海ダム建設」が抜本的な対策となるものであり、一日も早く、鳥海ダムが建設着手されるよう要望するものである。

以上で提案説明を終わりますが、全員の皆さんのご賛同をいただき採択くださいますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長(井島市太郎君) これにて提出議案の説明を終わります。

議長(井島市太郎君) 日程第66、議員発案第3号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとお

り可決されました。

次に、議員発案第4号を上程し、提案者の説明を求めます。5番田中昭子さん。

## 【5番(田中昭子君)登壇】

5番(田中昭子君) 意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について (案)。

我が国では、ついに人口減少社会に突入した。厚生労働省の人口動態統計によると、 昨年11月までの1年間に出生数が死亡数を概数で8,340人下回り、人口が年間で初めて 自然減となったのだ。

今後、約30年間は15歳から64歳の生産年齢人口は減少し続けることになる。そうした中で、女性の就労率が高まっていくことは確実である。少子社会への対応を考えたとき、今後の働き方として男性も女性も共に仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立に困難を感じることがない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってくる。つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現がこれからの我が国にとって重要課題である。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくない。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書は、「政府には、「仕事と生活の調和」の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としている。ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定すべきである。

社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力のある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望する。

以上、自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(井島市太郎君) これにて提出議案の説明を終わります。

議長(井島市太郎君) 日程第67、議員発案第4号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員発案第5号を上程し、提案者の説明を求めます。5番田中昭子さん。

## 【5番(田中昭子君)登壇】

5番(田中昭子君) 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の提出について。

意見書案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書(案)。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背骨の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感、疲労等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気はこれまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦労もはかり知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより、新しい診断法、治療法(ブラッドパッチ療法など)の有用性が報告されている。

そのような中、医学界においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が 生まれつつある。長年苦しんできた患者にとって、このことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断、治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦労を強いられている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1.交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者(脳脊髄減少症患者)の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。
- 2. 脳脊髄減少症について、さらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
- 3. 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

議長(井島市太郎君) これにて提出議案の説明を終わります。

議長(井島市太郎君) 日程第68、議員発案第5号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(井島市太郎君) 日程第69、議員発案第6号から、日程第72、議員発案第9号までの4件を一括議題といたします。

議員発案4件は直ちに採決いたします。議員発案4件を原案のとおり可決することに ご異議ありませんか。

## 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第6号から議員発案第9号までの4件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、 その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。 重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検 討したいと思います。これにご異議ありませんか。

## 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る6月9日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成18年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議員

議員